



いわて青少年育成推進計画 (2025－2029)



2025.3 公益社団法人岩手県青少年育成県民会議

目 次

序

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 対象とする青少年の範囲	2

I 青少年をめぐる潮流（現状と課題）

1 青少年を取り巻く環境	
(1) 人口減少・少子高齢化の進展	3
(2) 雇用の動向と働き方の見直し	3
(3) 情報化社会の進展	3
(4) 家庭・地域の変容	4
2 青少年をめぐる状況	
(1) 青少年の意識と行動	4
(2) 困難を抱える子ども・若者の顕在化	4
3 行政施策の動向等	5
4 前計画期間の取組状況	6

II 県民会議の役割

1 県民会議の役割	
(1) 関係団体とのネットワークの拡充	7
(2) 関係団体等との協働と支援の推進	7
(3) 広域的・先導的な事業の推進	7
(4) 県民に対する様々な情報発信	7
2 県民運動推進上の課題	
(1) 事業運営上の課題	8
(2) 組織運営上の課題	8

Ⅲ 基本的考え方

- 1 基本目標 10
- 2 目標達成に向けての重要な視点 10

Ⅳ 活動方針

- 1 活動の方向性 11
- 2 事業運営の重点
 - (1) 多様なネットワークの拡充と連携した事業の展開 11
 - (2) 青少年関係団体等に対する支援 11
 - (3) 青少年の社会参加を進める取組 12
 - (4) 先導的な事業や新たな課題への取組 12
 - (5) 健全で明るい家庭づくりへの取組 12
- 3 活動を支える体制の整備（組織運営の重点） 12

Ⅴ 活動方策（事業活動計画）

- 1 活動の進め方 14
- 2 活動の内容
 - (1) 青少年育成支援 14
 - (2) 自立と社会参加促進 16
 - (3) 家庭づくり・健全な環境づくり 17

Ⅵ 活動体制の整備（目標実現のための推進力）

- 1 財政基盤の強化
 - (1) 収入の確保 18
 - (2) 支出の適正化 18
- 2 事務局体制の充実（組織運営の適正化、職員の能力向上等）
 - (1) 職員の意識改革と資質向上 18
 - (2) 情報の共有とコンプライアンスの徹底 19
 - (3) 働きやすい労働環境の推進 19
- 3 県等との連携の強化 19
- 4 事業評価の徹底 19

序

1 計画策定の趣旨

(県民会議の活動)

- 岩手県青少年育成県民会議（以下「県民会議」といいます。）は、昭和 41 年「伸びよう伸ばそう青少年」を合言葉に青少年の健全育成を目指す県民運動の推進母体として発足、平成 23 年に公益社団法人に移行し現在に至ります。
- 県民会議はその設立目的として、法人の定款において、国及び県の施策と相呼応して、県民総参加による運動を展開することにより、次代を担う青少年の健全育成に寄与するとともに、青少年健全育成活動を通じて、地域社会に貢献することを謳っています。
- この目的の達成に向けて、県民会議は、青少年育成団体や行政、民間企業など幅広いネットワークの形成に努め、連携を図るとともに、平成 18 年度以降は県から「青少年活動交流センター」の運営を受託し、県と協働して青少年の育成支援に取り組んでいます。

(青少年を取り巻く環境)

- 近年、人口減少や地域力の低下、スマートデバイス（情報通信機器）の急速な普及拡大や利用の低年齢化、貧困・孤独・孤立の深刻化など、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、解決すべき課題が多様化・複雑化しています。

さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、社会経済活動や生活様式に大きな影響を及ぼし、人との付き合いや地域とのつながりの希薄化など個々人のライフスタイルにも変化が生じています。

(国・県の動向等)

- これらの社会情勢の変化にも対応し、国では「こども基本法」を制定しました。これに基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」、「少子化社会対策大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を一本化して「こども大綱」を策定し、子ども・若者の施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくこととしています。
- 県においては、従前の「いわて青少年育成プラン」を他の関係計画と統合させ、各ライフステージに応じた新たな「いわてこどもプラン」を策定し、青少年の育成支援に取り組むこととしています。
- 当県民会議では、昭和 41 年の任意団体としての設立以来、青少年の健全育成に向けて取り組んでおり、昭和 58 年の社団法人化、平成 23 年の公益社団法人化を経て、平成 27 年に第 1 次の「いわて青少年育成支援計画（2015-2019）」を、令和元年に第 2 次計画（2020-2024）を策定し、各種の事業を実施してきました。

(公益法人改革の動向)

- 令和 6 年に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益法人認定法」といいます。）の一部改正法が成立し、令和 7 に改正法が施行されます。この改正により、資金活用の自由度が増し、柔軟に事業展開しやすくなる一方、ガバナンスの充実や透明性の向上を図ることが求められます。

(新たな計画の策定)

- こうした中、令和 6 年度に現在の第 2 次計画の最終年を迎え、今般、青少年を取り巻く社会・経済情勢の変化や、新たな課題、国や県の施策の動向等を踏まえ、新たな 5 か年計画を策定するものです。

2 計画の性格

- この計画は、今後5年間を見据えて、県民会議が目指す青少年の健全育成推進の基本理念や具体的な取組の方向性について示すものです。
- また、この計画の実施を通じて、青少年関係団体や行政との連携を強化し、青少年育成支援活動への県民の理解と協力を期待するものです。

3 計画の期間

- この計画の期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間としています。
- ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢等の変化等に応じて、適宜見直すこととします。

4 対象とする青少年の範囲

- この計画では、おおむね30歳までの青少年を対象としますが、事業内容等によっては30代の方々をも対象とします。

※ 計画の対象範囲をおおむね30歳までとしたのは、青少年の就学期間が伸長して学生の身分や期間が場合によって30歳前後まで続くことや、一人前の経済力を持って独立することが困難な青少年の増加などの現代的な課題に対応する必要があるためです。

I 青少年をめぐる潮流（現状と課題）

1 青少年を取り巻く環境

(1) 人口減少・少子高齢化の進展（世代間・地域間の格差）

- 令和4年には、本県の出生数は6千人を下回り、人口は昭和30年代をピークに減少し続け118万人を割り込んでいます。
- 晩婚化・未婚化に加え、近年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、婚姻数も減少し、高齢化の進展とともに、若者世代への一層の社会的負担の増大が見込まれています。

(2) 雇用の動向と働き方の見直し（雇用環境の改善と若者の就労状況の変化等）

- 前計画が始まる令和2年以降、回復基調にあった日本経済はコロナ禍により低迷し、雇用面でもこの間本県の有効求人倍率は1.0倍程度にまで落ち込みました。
- コロナ禍後は、個人消費の回復が鈍く、物価高に賃金上昇が追い付かない状況にありましたが、経済は緩やかに回復してきています。
- 雇用面でも、有効求人倍率はコロナ禍後は上昇しおおむね横ばいで推移しているものの、県内では県内陸部と県北・沿岸との格差が生じており、県北・沿岸では厳しい状況が続いています。
また、依然として、若者の県外流出が続いており、県内での就職と定着が課題となっています。
- 他方、コロナ禍を経て勤務形態が多様化し、リモートワークが拡大しました。県民会議においても、各種の事業や会議などのウェブ配信の拡充に取り組んでいます。

(3) 情報化社会の進展（スマートフォン、SNSの普及・弊害）

- 令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果によれば、10歳から17歳の青少年において、98.7パーセントがインターネットを利用し、そのうち75.2パーセントはスマートフォンを利用しています。スマートフォンの利用を学校種別でみると、小学生が43.7パーセント、中学生が79.9パーセント、高校生になると97.8パーセントが利用しています。
- 情報通信技術の発達、スマートフォンやタブレット端末などのデジタル機器の普及拡大により、SNSの利用に伴ういじめや犯罪に関する被害や加害などのトラブルが増加しています。
また、これらのスマートデバイス、特にスマートフォンの普及により、リアルタイムで容易に様々な情報を得ることが可能となる一方で、主体的に物事を見て判断する力の低下が懸念されています。
- スマートフォン等の利用の低年齢化も進んでおり、情報化が加速する中、危険な有害情報へのアクセスによる犯罪被害に遭わないよう、有害な情報を見極め回避する方法など情報リテラシーを身に付ける必要があります。
- 先の調査結果において、インターネットを利用している青少年のうち、家庭で利用のルールを決めているのは65.3パーセント、スマートフォンを利用する子どもにフィルタリングを設定している保護者は44.2パーセントにとどまっています。青少年のインターネット利用に関しての保護者の役割は重要であり、青少年の被害や加害につながるいじめや誹謗中傷など、利用者の認識不足やモラルの低下によるトラブルが発生しています。保護者による青少年のインターネット利用を見守るフィルタリング機能の適切な使用が求められます。

(4) 家庭・地域の変容（家庭の養育力、地域の教育力の低下）

- 令和5年の内閣府の「社会意識に関する世論調査」結果によれば、地域との付き合いがあるのは全体では52.9パーセントですが、18歳から29歳まででは30.2パーセント、30歳から39歳まででは40.3パーセントにとどまり、その割合は少なくなる傾向にあります。
- 核家族化や少子化、過疎化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子どもの養育力の低下が指摘されており、家庭と地域、関係機関が一体となって社会全体で子どもの成長を支える必要性が高まっています。

2 青少年をめぐる状況

(1) 青少年の意識と行動

- 岩手県の「令和3年度青少年の健全育成に関する意識調査」結果によれば、中高生の年代では親子の会話があると答えた割合は8割を超え、3年前の前回調査より増加しています。また、悩みごとの相談相手としては、友達が70.3パーセント、次いで母親が64.3パーセント、父親が27.0パーセントとなっており、相談相手に母親・父親と答えた割合が増加しています。
- 同調査結果による将来の夢では、「お金持ちになる」の21.3パーセント、「社会に貢献する」の28.1パーセントよりも、「好きなことをしてのんびり暮らす」の41.8パーセント、「自分の個性や能力を生かす」の42.0パーセントが上回っており、前回調査からその傾向は変わっていません。
- 同じく、地域への愛着では、住んでいる地域が「好き」又は「どちらかといえば好き」との回答が90.8パーセントとなっています。一方で、地域活動への参加では、参加したことがないとの回答が20.7パーセントと前回調査から8.9ポイント増加しており、地域の清掃などのボランティア活動や地域のお祭り・レクリエーションなどへの参加割合は半数を下回っています。
- 同じく、青少年に必要なものとしては、「青少年が気軽に立ち寄れる施設や場所」が74.4パーセント、「青少年の悩みなどを気軽に相談できる場所」が56.4パーセント、「グループ・サークル活動に利用できる施設や場所」が27.7パーセントなどとなっており、おおむね前回調査と同様の結果となっています。

(2) 困難を抱える子ども・若者の顕在化

- 文部科学省の「令和5年度問題行動・不登校調査」結果によれば、小中学生の不登校者数は、全国で前年度比15.9パーセント増の34万人余に及び、11年連続で増加しています。本県でも、小中高校で前年度比17.9パーセント増の3,052人と過去最多となり、県教育委員会によれば、新型コロナウイルスの影響の継続や不登校への理解が広がり保護者の意識が変わっていると分析しています。
- 同調査において、いじめ認知件数は、全国で過去最多の73万件余となっており、本県は前年度比で小学校では減少したものの、中学・高校では増加し全県で過去最多の7,862件となっています。この要因として、文部科学省では学校現場での積極的な認知が広がってきたことなどを挙げています。
- 県が令和5年に実施した「高校生の生活状況アンケート」では、対象とした高校2年生について、

大人の代わりに家族の世話をを行うヤングケアラーは、全体の 3.2 パーセントとなっています。家事や見守り、きょうだいの世話など内容は多岐にわたり、困りごととして、ストレスや孤独を感じる事、自由な時間や場所がないことなどを挙げています。

- 15 歳から 34 歳までの若年無業者、いわゆるニートと言われる若者は、総務省の「労働力調査」結果によれば、令和 5 年に全国で 59 万人となり前年から 2 万人増加しています。新型コロナウイルスの影響下で近年は増減の波がありますが、中長期的には増加傾向にあります。
- 本県の自殺死亡率は、長期的には減少傾向にありますが、全国に比較して高位で推移しています。警察庁統計では令和 5 年の 40 歳未満の自殺者は 54 人となっており、男女別ではおおむね男性が 7 割を占めています。全年代を通じての自殺の原因・動機は、健康問題や家庭問題、経済・生活問題が多いとされています。
- 甚大な被害を受けた東日本大震災津波から 14 年が経過し、ハード面では復旧復興が進みましたが、依然として被災により大きな心の傷を負っている被災者が少なくありません。こうした方々への心のケアなどソフト面の課題には長期的な支援が必要です。

3 行政施策の動向等

- 前計画策定以降の状況をみると、依然として人口減少・少子高齢化、若者の孤独・孤立などが課題とされる中、コロナ禍により日常の人間関係の在り方にも大きな変化が生じましたが、国では、令和 3 年に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく第 3 次「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。この大綱は、令和 5 年に「少子化社会対策大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」と統合し、新たな「こども基本法」に基づく「こども大綱」として策定し、子ども施策を総合的に推進することとしています。
- 令和 4 年に、改正「民法」が施行され成人年齢が 18 歳に引き下げられました。これは、若者の自己決定権を尊重し積極的な社会参加を促そうとするものですが、一方で親の同意なく契約行為が可能となることにより消費者トラブルなどに巻き込まれないよう注意が必要です。
- インターネット環境の進展、スマートフォンやタブレット利用の低年齢化を背景にして、改正「青少年インターネット環境整備法」が令和 5 年に施行されました。青少年を有害情報から守り安心してインターネットを利用できるよう、インターネット接続役務提供事業者や保護者などにフィルタリングの利用の促進を求めています。
- 孤独・孤立状態にある者が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるよう、令和 6 年に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、当事者やその家族の立場に立って、多様な主体が連携・協働し相談支援などに総合的に取り組むこととしています。
- 公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているものの、現行制度の財務規律や手続の下ではその潜在力を発揮しにくいことから、「公益法人認定法」を改正し、財務規律の柔軟化・明確化や行政手続の簡素化・合理化、自立的なガバナンスの充実などを内容として、令和 7 年に施行されます。
- 県においては、本県の青少年の健全育成についての総合的な指針として策定した「いわて青少年育成プラン」について、他の関係計画と統合させ各ライフステージを網羅する新たな「いわてこどもプラン」として策定し、子ども・若者の健やかな成長を図ることとしています。

4 前計画期間の取組状況

- 県民会議では、平成 27 年に第 1 次の「いわて青少年育成推進計画」（5 か年計画）を策定した後、令和 2 年には第 2 次「いわて青少年育成推進計画 2020」（5 か年計画）を策定し、青少年の健全育成活動を展開してきました。
- 第 2 次計画においては、「次代を担う青少年の健やかな成長と社会的自立の達成」を基本目標に掲げ、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえて、青少年に係る必要な支援と環境の整備を図ることとしました。
- 県民会議の実施事業について、前計画期間はコロナ禍にあり、一部計画していた事業や取組について、規模を縮小したり実施時期や実施方法を変更したりした場面もありましたが、おおむね所期の取組を進めてきました。
- コロナ禍にあっては、研修会など従前の参集方式が困難な事業について、オンライン方式を積極的に導入し実施方法の工夫に努めました。
- 事業実施に際して行った参加者へのアンケート結果では、いずれも満足度は高い結果となっています。いわて親子フェスティバルでは「非常に活気に満ちて楽しいイベントだった」、いわて希望塾では「意見の違った他校の人との交流は刺激的で楽しく、とても学びになった」などの感想があった一方、事業によっては、より参加しやすい工夫を求めるものや実施期間の延長の要望など、今後の検討課題となる意見も寄せられました。
- 県民会議の団体会員に実施したアンケート調査結果では、県民会議の活動状況に対する評価について、「期待どおりの成果を上げている」又は「どちらかといえば成果を上げている」と回答した割合は 54.0 パーセントとなっており、平成 26 年度第 1 回調査の 50.0 パーセントは上回っているものの、令和元年度の前回調査の 61.4 パーセントを下回っています。

成果を上げていると判断した理由では、様々な研修を通じて人材育成に取り組んでいることや自主財源が少ない中で工夫して事業実施していることについての評価が高い一方、成果が上がっていないと判断した理由では、継続的な人材育成がないことや自主財源が少なく独自の事業展開が難しいことを指摘する意見が多くなっています。どちらの評価でも人材育成や財源面での項目が意識されています。
- この計画では、これまでの第 1 次・第 2 次計画の実施状況を踏まえ、行政や関係団体との一層の連携の下、県民会議の果たすべき役割をしっかりと意識し、青少年の健全育成に向けた取組を進めていきます。

Ⅱ 県民会議の役割（果たすべき役割）

- 県民会議は、本県青少年育成団体の中核的存在として、法人定款※及びこれまでの計画に沿って、青少年の健全育成事業を展開してきました。
- 本県における青少年育成活動がより効果的・総合的に推進されるよう、県民会議の果たすべき役割を改めて強く意識し、その活動の活性化を図っていく必要があります。

※ 定款に定める事業（第4条）：①青少年団体、青少年育成団体の育成と活動助長、②青少年育成地域活動の推進、③青少年の自立と社会参加活動の推進、④健全な環境づくりと非行防止の運動の推進、⑤明るい家庭づくり運動の推進、⑥青少年の国際理解と国際協力の推進、⑦青少年育成貢献者・団体の表彰、⑧青少年に関する相談、⑨青少年健全育成のための広報活動、⑩青少年健全育成施設の管理運営、⑪青少年健全育成に関する調査及び研究、⑫その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1 県民会議の役割

(1) 関係団体とのネットワークの拡充

- 青少年の育成支援に係る活動は、行政や関係団体等が連携を図りながら、重層的・総合的に実施することが重要であり、県民会議は必要なネットワークの拡充に努め、関係団体等が情報共有や相互交流を深めていくための中核的な役割を担います。

(2) 関係団体等との協働と支援の推進

- 関係団体等との積極的な意見交換を行い、連携・協働による効果的・総合的な事業実施に努めるほか、関係団体や地域における活動の新たな担い手の育成を支援するなど、青少年関係団体等における持続的な事業展開に向けて必要な支援を行います。

(3) 広域的・先導的な事業の推進

- 行政や関係団体等と連携し、地域の枠を越えた幅広い交流体験事業等の実施を通じて、青少年が社会貢献や地域づくりへの関心を深められるよう、広域的な事業の推進やネット依存など情報メディア対応の新たな事業、社会生活に困難を有する子ども・若者への支援などの課題に対応した先導的な事業の推進に努めます。

(4) 県民に対する様々な情報発信

- 青少年の育成等に関する様々な情報を、家庭、学校、地域、関係団体等が共有し、それぞれの活動や行動に生かされるよう、行政、関係団体等から多方面にわたる情報を幅広く収集し、県民や関係団体等に対し情報発信していきます。

2 県民運動推進上の課題

(1) 事業運営上の課題

ア 青少年関係団体やNPO等多様で幅広いネットワークの拡大

- 青少年を取り巻く環境が複雑化し厳しさを増す中、青少年関係団体等とのネットワークと社会生活に困難を抱える青少年の支援や子どもの貧困に関わる NPO 等との幅広い主体が関わる重層的なネットワークの拡充を更に進め、青少年の多様なニーズに的確に対応していくことが求められています。
- 前計画期間中は、新型コロナウイルスの影響により直接的な交流は難しい場面もありましたが、ポストコロナ社会にあって、スマートデバイスなども有効に活用しながら、努めて関係団体等と顔の見える関係を築き意見交換を行い、相互に効果的な事業展開が図られるよう、取り組んでいく必要があります。

イ 県との連携の強化

- 青少年の健全育成に向けて、多くの県民の理解と参加を得て県民運動を展開していくためには、関係団体等との連携強化、ネットワーク拡大はもとより、県との連携を一層強化し、相互の協調を図りながら、事業を推進していくことが重要です。
- 県では、令和 2 年の「いわて青少年育成プラン（2020-2024）」に基づき、青少年の健全育成の総合的な推進を図ってきましたが、令和 7 年には他の関係計画と統合して「いわてこどもプラン」を策定しました。県民会議においては、この県の新たなプランと連動し、一層の連携を図りながら一体的に事業展開を図っていく必要があります。

(2) 組織運営上の課題

ア 長期的な視点に立った組織体制の整備

- 現行の県民会議の事務局は、事務局長以下の正職員は 1 名のみであり、各事業を担当する常勤又は非常勤の専門職員 5 名、日替わりで 1 名ずつ勤務する青少年なやみ相談室の相談員 4 名の体制であり、必ずしも充実した組織体制とはいえません。
社会情勢として、働き方改革や待遇改善をはじめとした労働環境の整備が求められる中、長期的に人材の確保を図る必要があります。
- 青少年の育成支援に係る事業を円滑に実施するためには、事業を担当する個々の職員の資質の向上が欠かせず、職員の意識の高揚を図り、中長期的に各事業を適切かつ効果的に運営するためのスキルアップに取り組む必要があります。

イ 財政基盤の強化

- 県民会議の財政基盤は、9 割以上が県からの委託料と補助金で占められており、自主財源となる会費収入の割合は僅かとなっています。令和 7 年施行の改正「公益法人認定法」では、財務規律の柔軟化が図られ、単年度ではなく一定期間にわたり資金の使途を計画的に取り扱うことが可能となりますが、限られた財源を効果的に県民会議の組織運営に投入できるよう、中長期的に検討を進める必要があります。

- 会員の拡大に向け、青少年の育成支援の意義を啓発し、あらゆる機会を捉えて県民会議への新規会員加入を案内するとともに、協賛企業・団体の募集活動を推進する必要があります。

Ⅲ 基本的考え方

1 基本目標

《 青少年を地域全体で育み、社会的自立と活躍を実現 》

- 次代を担う青少年が、将来の夢やビジョンを描くことができる豊かな心を持ち、社会の中で自立した個人として、自らの責任で未来を切り開いていく強い心を持って、信頼と絆で結ばれた「家庭」と豊かな自然環境や多くの友人がいる「地域」で育まれながら、人間として成長し、日々の生活を生き生きと楽しむ姿こそ、青少年に関わる全ての人々の願いです。
- 青少年育成活動の目的は、青少年一人ひとりが持つ夢や可能性を、自身の力と社会との関わりの中で自ら選択し実現することができ、健全で自立した人間として成長していけるよう、互いに育み合い地域全体で支えていくことにあります。
- 県民会議は、人々の願いとこれまでの取組や成果を引き継ぎつつ、社会情勢の変化や新たな課題を踏まえて、必要な支援と環境整備を図っていきます。

2 目標達成に向けての重要な視点

《 「人」を育み 「地域」をつなぎ 「環境」を共に創る 》

- 県民会議は、この3つの視点を大切にし取組を進めます。
- 青少年を取り巻く環境が厳しさを増す中、青少年が健やかに成長し社会人として自立するためには、家庭、学校、地域、関係団体、そして行政が、それぞれの立場から必要な育成・支援の取組を進めるとともに、社会全体で支えていかなければなりません。
- そのため、それぞれの主体全てがこの目標を共有し、連携・協働・ネットワークに基づく県民運動として取り組み、将来を見据えた活動を全県的に展開していく必要があります。

IV 活動方針

1 活動の方向性

基本目標の実現に向け、「人」を育む 「地域」をつなぐ 「環境」を共に創る の3つの視点を活動の方向性、柱と位置づけ取り組みます。

また、事業運営に当たっては、重点方針を定めて効果的・総合的な活動を展開するとともに、活動の基盤となる組織体制（組織体制、財政基盤）の強化等を図ります。

2 事業運営の重点（活動の重点方針）

- 県民会議の団体会員に実施したアンケート調査結果では、県民会議が活動の重点とすべき分野として、「人材育成」（24.7 パーセント）や「若者への支援体制の構築」（20.2 パーセント）、「若者が地域に誇りを持てるような活動」（20.2 パーセント）などの割合が高くなっています。
- また、このような活動を進めるために県民会議に求められるものとしては、「関係団体等との連携強化」（39.4 パーセント）、「中長期の計画に基づく将来を見据えた活動推進」（28.2 パーセント）、「県への更なるバックアップの要請」（15.5 パーセント）などの割合が高くなっています。
- これら県民会議に期待される活動は、前回及び前々回の同じアンケート調査でも同様の傾向が認められます。

(1) 多様なネットワークの拡充と連携した事業の展開

- これまでの青少年関係団体等とのネットワークを基に、社会生活に困難を有する青少年への支援や子どもの貧困に関わる NPO が加わる重層的なネットワークの拡充に向け、関係団体等と連携して取り組みます。
- そのため、各関係団体等の取組について相互理解を深める機会を設けるなど、県民会議が各団体等と意見交換を重ねることを通じ、現在の青少年を取り巻く現状や課題に呼応した育成・支援の方向性を共有し、有機的に連携した事業展開が図られるよう取り組みます。

(2) 青少年関係団体等に対する支援

- 青少年関係団体や各地域が継続的に育成支援の取組を進めるためには、その担い手の育成が不可欠であり、各団体等において指導的役割を担うことができる人材の育成を支援します。
各事業を通じて、継続的にボランティアの育成を図るほか、青少年に関する相談事業を実施する他機関の職員等を対象として、その資質の向上に取り組みます。
- 県民会議の情報収集機能や情報発信機能の強化により、青少年関係団体等に幅広く情報を提供し共有を図るなど、青少年の育成に関わる団体等がその事業を円滑に進められるよう必要な支援の取組を進めます。

(3) 青少年の社会参加を進める取組

- 次代の担い手となる青少年が、小さな年代から地域を越えた多様な交流等を体験することを通じて、知見を深め豊かなコミュニケーション能力を身に付けることができるよう、幅広い年代と交流体験する事業に取り組みます。
- 県民会議が実施する様々な事業において、その企画段階から若者がボランティアとして参加し、共に考え行動することを通じ、将来、社会的な意思決定過程や地域づくりに関わる活動への参加が図られるよう取組を進めます。
- 「こども基本法」では、基本理念として、子どもの意見の表明機会の確保や子どもの意見の尊重が掲げられるとともに、子ども施策の策定・実施・評価に当たっては、子どもや若者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、行政に義務付けられています。これらの意見表明等は青少年の社会参加にもつながるものであり、県民会議の各種事業においても積極的に取り組みます。

(4) 先導的な事業や新たな課題への取組

- 低年齢化するネット依存、ゲーム中毒の予防、ネットによる犯罪に巻き込まれる危険の防止と情報ネットワークの有効活用に向けて、青少年の情報メディア対応の事業に引き続き取り組み、情報リテラシーを向上し適切な情報発信力を身に付けることができるよう支援します。
- 県民会議は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者総合相談センター」として、「青少年なやみ相談室」を設置運営しています。孤独・孤立に悩む青少年やヤングケアラー、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とその家族等からの様々な相談に応じ、必要に応じて他の関係機関・団体と連携調整して支援します。

(5) 健全で明るい家庭づくりへの取組

- 家庭は子どもが初めて出会う社会であり、人としての生き方の基本を培う大切な場であることから、家庭において豊かで安定した人間関係を築くことが、青少年の社会性を養い自立を促すことにつながります。県民会議が主唱する「いわて家庭の日」の普及活動を通じ、家族・親子のふれあいを深める取組を進めます。
- 明るい家庭づくりに向けては、青少年が地域活動などにも積極的に参加し社会性や自立性を育むことも重要です。青少年が地域の一員として尊重され活躍できるよう環境づくりを進め、自立して自らの役割を担うことができるよう支援していきます。

3 活動を支える体制の整備（組織運営の重点）

- 会員及び賛助会員の新規加入の促進を図るとともに、協賛企業の募集や外部団体の助成金などの積極的な導入に取り組み、必要な財源の確保に努めます。
- 各種事業の円滑な運営にはボランティアの協力が欠かせず、継続的にボランティアを募集するとともに、各種事業や研修等を通じてその育成を図ります。
- 青少年活動交流センター運営委員会を通じて外部の有識者による事業運営に関する意見等を聴取するほか、各種事業の利用者等に対するアンケート調査を行い、限られた財源を有効活用するよう

PDCA サイクルを意識し事業の充実に努めます。

- 県民会議の事務局について、中長期的な視点に立って組織体制の在り方を検討するとともに、外部の研修等も積極的に活用し個々の職員の資質の向上を図ります。

V 活動方策（事業活動計画）

1 活動の進め方

- 「Ⅲ 基本的考え方」に掲げる基本目標を達成するため、「Ⅳ 活動方針」に沿って、公益社団法人として認可を受けた事業体系により、次の3つに整理し総合的に事業展開を図ります。
 - (1) 青少年育成支援
 - (2) 自立と社会参加促進
 - (3) 家庭づくり・健全な環境づくり
- 「青少年活動交流センター」の運営に当たっては、実施主体として事業を委託する県が求める成果を十分に得られるよう、緊密に連絡調整しながら、効果的・効率的な事業運営を図ります。

県民会議の独自事業の実施に当たっても、国や県の施策との整合を図りながら、青少年を取り巻く地域の課題に正面から向き合い、関係機関・団体等との協力の下、効果的事业運営に努めます。
- 毎年度、本計画の実施状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行い、適宜、追加修正していきます。

2 活動の内容

(1) 青少年育成支援

青少年の健全育成を推進するため、県民会議が有する青少年関係団体等とのネットワークを拡充し、各関係団体等との意見交換等を通じて情報共有を図りながら、行政や関係団体等と協調して各種事業を推進します。

また、青少年関係団体等による人材育成への支援を継続するとともに、青少年関係情報のデータベースを充実させるなど、積極的な情報提供を行うほか、関係団体がそれぞれの地域で実施する活動への助成を行い、青少年関係団体等の活動を支援します。

さらに、県民会議が実施する各種事業について、ボランティアを企画段階から参画させ、その育成を図り、地域活動など多様な場面での主体的な活動を促します。

事業	内容	備考
青少年育成セミナー開催事業（青少年関係団体意見・情報交換会、研修会）	青少年関係団体との連携を強化するため、個別訪問のほか各種事業等を通じての意見・情報交換を行い、相互に理解を深め、それぞれの取組のより効果的な実施を図ります。 また、関係団体のほか、広く一般も対象として、青少年の育成支援をテーマとした講演会等の研修を実施します。	法人事業
青少年育成地域活動支援事業	地域における青少年育成活動の推進や親世代の子育て意識・教育力の向上を図るため、地域で活動する団体が行う体験・交流・実践活動や家庭・地域ふれあい教育推進事業に対し助成を行います。	法人事業

事業	内 容	備 考
青少年育成指導者研修事業	青少年関係団体等のメンバーの資質向上を図るとともに、将来の各団体等の担い手となる人材の育成を支援するため、セミナーの開催や内閣府主催のブロック研修、中央研修等への派遣等を行います。	法人事業
青少年育成講師等派遣事業	地域における青少年育成活動の活性化及び親の世代の子育て意識・教育力の向上を図るため、健全育成や親子・家庭をテーマとする研修会の企画・実施への支援（講師派遣、企画提案等）を行います。	法人事業
青少年育成貢献団体・貢献者表彰事業	青少年健全育成の優れた活動を展開している団体・個人を表彰し、その活動を奨励するとともに、広く県民に周知し青少年の健全育成の推進を図ります。	法人事業
青少年ボランティア活動促進事業	年間を通じてボランティアを募集し、「青少年活動交流センター」に登録して各種事業の運営への協力を得るとともに、ボランティアに研修機会や交流の場を提供し、その育成と活動の活発化を図ります。	法人事業 センター事業
青少年健全育成広報事業	ア 一般広報事業 県民に対する青少年健全育成活動の意識啓発を図り、県民運動としての活動を推進します。 (1) ホームページ、インスタグラムなどインターネットによる広報 (2) 広報紙「青少年いわて」の発行（年2回） (3) 広報用リーフレットの作成配布 (4) 「いわて家庭の日」啓発用グッズ等の配布 イ データベース事業 青少年に関する最新の情報を整理し関係機関・団体と共有することにより、相互に連携した事業展開を図ります。	法人事業 センター事業
青少年調査・研究事業	青少年の育成に係る現状を踏まえ、諸課題についてテーマを定め掘り下げて調査分析し、県民会議の取組の方向性等を検討していきます。	法人事業

(2) 自立と社会参加促進

次代を担う青少年の自立と社会参加を推進するため、社会人としての基礎的能力の習得や地域づくり等への参画意識・意欲の醸成を図る研修・講座等を実施するほか、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の現状への理解を深め、支援の取組が充実するよう、普及・啓発を行います。

また、「青少年なやみ相談室」を設置運営し、青少年やその家族等からの様々な相談に対応し、青少年の健やかな成長をサポートします。

事業	内容	備考
わたしの主張岩手県大会開催事業	次代を担う中学生が未来に向けての夢や日常生活で感じたことなどを発表する県大会を開催し、自らの主張を正しく理解してもらう力を身に付け、地域社会との関わりを考え行動する契機とするとともに、広く中学生の考えや行動について理解を深める機会とします。	法人事業
いわて希望塾事業	中学生を対象として、市町村の枠を越えた体験・交流活動を実施し、自ら積極的に地域づくりに参画しようとする心豊かで意欲に満ちた人材育成を図ります。	センター事業
青少年健全育成講座事業	遊びを通じた異年齢との交流により子どもの主体性や協調性を育む機会を設けるとともに、子どもの将来に向けて職業観や社会性を養う機会を提供します。	法人事業 センター事業
情報メディア対応促進事業	青少年のインターネット、スマートフォン等の利用の拡大や低年齢化による被害・加害等の課題に対応し、情報通信機器の安全・適切な利用を期して、県内各地を会場として講座を開催するとともに、要請に応じて出前講座を行います。	法人事業 センター事業
社会生活に困難を有する子ども・若者支援セミナー	青少年育成団体のほか関心のある県民を対象として、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への理解を深め支援方策を学び考える機会を提供し、広く県民の意識啓発を図ります。	法人事業 センター事業
相談事業	「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者総合相談センター」として「青少年なやみ相談室」を運営し、青少年やその家族等からの様々な相談に対応します。	センター事業

(3) 家庭づくり・健全な環境づくり

青少年の健全な育成・成長の第一義的な責任は家庭（保護者）にあり、青少年の健やかな成長の基盤である家庭における親子のふれあいや家族との会話の重要性について、保護者の認識を深め家庭の大切さを呼びかける啓発活動を展開するとともに、親子のふれあいを深めるイベントを開催し、健全で明るい家庭づくりを推進します。

事業	内容	備考
いわて親子・家庭フォーラム事業「いわて親子フェスティバル」	多くの関係機関・団体、ボランティア等の協力の下、様々なアトラクション等を企画実施し、親子や家族が楽しみ、体験し、ふれあいを深めるイベントを開催し、地域全体で子育てする機運の醸成を図ります。	センター事業
「いわて家庭の日」普及拡大事業	家庭は子どもが初めて出会う社会であり、人としての生き方の基本を培う大切な場であるなど、青少年の健やかな成長の基盤は家庭にあることから、県民会議では毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」と定め、県、県教育委員会及び県警察本部とともに、それぞれの家庭におけるふれあいや対話の重要性について啓発する県民運動として取り組んでいます。 この取組の更なる普及拡大に向けて、行政、学校、地域、協賛企業等の幅広い協力を得ながら、ポストコロナ社会も考慮しつつ、あらゆる機会をとらえて呼びかけていきます。 【「いわて家庭の日」絵画・絵日記コンクール】 「いわて家庭の日」の取組の一環として、家庭への思いを深めるため家庭・家族をテーマに絵画と絵日記を募集し、優秀作品を表彰します。 ※ 普及啓発事業については、適宜検討していきます。	法人事業 センター事業
非行・被害防止県民大会開催等事業	関係機関・団体等との協力・連携の下、非行防止意識の高揚と有害環境への適切な対応を図る「青少年を非行・被害から守る県民大会」を開催するなど、青少年の非行・被害防止のための取組を進めます。	法人事業

VI 活動体制の整備（目標実現のための推進力）

円滑で安定的な事業運営を行い持続的な事業展開を図るため、活動を推進する基盤となる組織体制の充実強化に取り組みます。

1 財政基盤の強化

将来的にも厳しい組織環境が見込まれることから、円滑な事業運営や必要な人材確保等を図るため、財政基盤の強化に努める必要があります。

（１）収入の確保

- 会員の新規加入を促進するとともに、協賛広告の掲載や外部団体の助成金などの導入に努め、活動に必要な収入の確保を図ります。

ア 会員の拡大

- 企業や団体に対し、青少年の健全育成活動への理解が深まるよう努めるとともに、公益法人に対する優遇税制について周知するほか、各種事業の協力者や参加者等への会員加入の働きかけを行い、正会員及び賛助会員の加入促進に努めます。

イ 協賛企業の募集等

- 企業や団体に対し、県民会議の活動を PR し、ホームページや広報紙、印刷物への企業広告の掲載の働きかけを行います。また、外部の助成団体や企業等による各種助成制度の積極的な活用に努めます。

（２）支出の適正化

- 事務事業の実施内容や事業費の支出状況を定期的に点検するほか、職員の意識改革や職務体制の見直しを適宜行い、事業運営費の支出の適正化を図ります。

2 事務局体制の充実（組織運営の適正化、職員の能力向上等）

青少年を取り巻く環境が複雑化し厳しさを増す中、一つひとつの課題に的確に対応し健全育成活動を推進するためには、事務局体制の充実を図ることが重要です。

（１）職員の意識改革と資質向上

- 限られた職員体制の中、計画に定める事業を確実に実施し成果を得るためには、職員の意識改革と資質の向上が必要です。内部・外部の研修機会を充実し、職員の資質の向上を図ります。

(2) 情報の共有とコンプライアンスの徹底

- 全職員が、常に共通の目標や認識を持ち、会員や関係団体をはじめ広く県民の信頼を得て事業を実施することができるよう、日頃から情報共有に努めます。また、公益法人として高い倫理観をもって、関連する法令等の遵守や取り扱う情報の適正管理など、誠実に業務を遂行します。

(3) 働きやすい労働環境の推進

- 職員の責任と自覚をもった業務遂行に向けて、働きやすい職場環境や勤務条件の向上に努め、安心して勤務できる職場づくりを進めます。

3 県等との連携の強化

- 県民会議が、多くの県民の理解と参加を得て、青少年の健全育成に向けた県民運動として活動を広めるため、NPO やボランティアをはじめ多様な主体とのネットワークの拡充はもちろんのこと、県との連携を一層強化し、相互の信頼と協調の下、各種事業に取り組みます。
- 「青少年活動交流センター」の運営を誠実かつ適正に行うとともに、県が定める「いわてこどもプラン」に沿って、県の施策の方向性に合致し、一体的な事業展開を図ります。
- 各地域の青少年育成活動の中核的団体である市町村民会議等とは、顔の見える関係づくりを進め、相互に情報を共有し活動を支援し合いながら、共通の目標の下、活動の充実を図ります。

4 事業評価の徹底

- 事業の実施に当たっては、PDCA サイクルにより検証を行い、外部の有識者による青少年活動交流センター運営協議会における評価を得て、必要な事業を適切かつ効果的・効率的に推進するよう努めます。
- 県民会議の理事会や総会において事業の実施状況や成果を報告し、多方面からの意見等を得て、必要に応じて事業の見直しを行いながら、計画目標の達成に向けて取り組みます。